

地域貢献活動計画書

平成26年2月19日

北海道知事様

住所 株式会社オーケー 代表取締役 鈴木達雄
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

株式会社 コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

萩原建設工業株式会社 代表取締役社長 萩原一利
帯広市東7条南8丁目2番地

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項(附則第4項)の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1. 特定小売事業施設の概要

名称	スーパーオーケーセンター音更店
所在地	河東郡音更町木野大通西17丁目1番4
敷地面積	41,322 m ²
店舗面積の合計	13,786 m ²
延べ床面積	18,272 m ²
主要小売店舗	(株)オーケー
その他の小売店舗	日本トイザラス(株)、ハラデンキ(株)、(株)コメリ他
小売店舗以外の施設の種類の	ファーストフード店、飲食店
集客区域	音更町、帯広市、上士幌町、士幌町、鹿追町、

2. 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動の内容	実施時期	具体的な取組
(1) 地域との連携促進			
① 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所、商工会等への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努めます。	加入済	・音更町商工会への加入 ・帯広商工会議所への加入
② 地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・地域貢献活動の担当者の設置
③ 地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・要請があれば積極的に協力します
④ 地域との共存共栄に向けた取組への協力	・地域イベントや行事などへの参画、協働	随時	・要請があれば積極的に協力します
	・地域が取組む「買物弱者」対策への協力	随時	・要望があれば検討
	・コミュニティスペースの提供	随時	・地域活動のための一時的な駐車場等の場所の提供
	・道産品の PR や販促促進への協力	通年	・要請があれば検討します
	・地域や道内の企業との取引促進 ・地域教育への協力	随時 随時	・道内店舗で道内企業との取引を進めます ・職場見学、職場体験等に協力いたします
(2) 地域基盤の形成・維持			
① 地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保	・従業員の採用にあたっては、地域および道内から積極的に採用 ・高齢者や障害者の雇用確保	随時 随時	・道内からの定期採用やパート社員の地元採用 ・高齢者の採用や障害者の法定雇用率の確保に努めます
② ゆとりある勤労者生活の確保	・週休2日制を実施 ・有給休暇の取得促進	通年 通年	・週休2日制の定着 ・有給休暇の取得促進を図ります
③ 従業員の職業能力開発の推進	・公的資格取得の支援促進を図る	通年	・公的資格取得の助成及び報償制度の定着を図ります
④ 地域の防犯活動等への参画、協働	・防犯カメラや機械警備の設置による防犯対策の実施 ・私服警備員による店内巡回	通年 適時	・防犯カメラを要所に設置防犯を図ります ・店内巡回し、声掛け等により防犯に努めます
⑤ 地域防災活動等への協力	・施設内での消防・避難訓練の定期的実施 ・店内及び駐車場を避難場所として提供	随時 緊急時	・年2回実施、必要に応じ消防署と連携し実施します ・要請に応じて開放いたします
(3) まちづくりへの協力			
① 市町村が進める対策への協力	・市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力を努めます	随時	・要請があれば積極的に協力いたします
② 地域における魅力ある景観形成への配慮	・行政上の指導に基づき、地区の景観も配慮した店舗とします	通年	・行政と協議して行ないます
③ 環境美化対策の実施	・清掃活動ボランティアの実施	適時	・店舗周辺の清掃活動を実施します

項目	活動の内容	実施時期	具体的な取組
(4) その他			
①IS014001 の導入など環境全般への配慮	・地域の緑化推進活動への協力	通年	・要請があれば検討します
③エネルギー対策の実施	・省エネ型設備の導入促進	随時	・テマント監視システムの運用 ・LED 導入促進を検討します

3. 地域貢献活動の担当者

所属名	スーパーオーケーセンター音更店 本部
職・氏名	施設管理部長 倉本三千男
電話番号	0155-30-2121

< 担当者連絡先 >

所属名	スーパーオーケーセンター音更店 本部
職・氏名	施設管理部長 倉本三千男
電話番号	0155-30-2121
電子メールアドレス	kuramoto@daiichi-email.com

注1 特小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提供者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第 10 条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。